

Case1

家庭問題から起こった 不登校



〈事例〉

1 1～2学期の様子

小学5年生のA子は、4月当初は「学校が楽しい」「特に体育が楽しい」と学習や学校生活に対してたいへん意欲的に取り組んでいました。4年生までは、登校しぶりもあって半分ほどの登校であったと聞いていたため、学級担任はA子と積極的にコミュニケーションをとったり、学習・生活面での様子を観察したりしていました。1学期は休み時間に絵を描いたり、友達と外で遊んだりして楽しく過ごしていました。2学期の運動会などの学校行事の練習にも積極的に参加し、クラスの友だちとも協力して練習に取り組んでいる姿が見られました。

5年生になっても欠席は時々ありましたが、長期的な欠席は、母親の入院に伴う保護者不在のため、児童相談所に一時保護された一週間程度でした。クラスの雰囲気は男女仲もよく、休み時間になるとみんなで遊ぶことが多かった様に思います。A子もその中で学校生活を楽しんで送っていました。

ただしA子の場合、家庭で学習や生活面の支援が十分ではありませんでした。例えば授業中に寝てしまうことや学習用具が揃わないことがありました。また、A子には発達障害の傾向があり、集中力が続かなかったり、衝動的になったりすることがしばしばありました。周囲の理解や落ち着けるような雰囲気づくりによってクラスに順応していたように思

います。確かに言葉遣いの悪さや乱暴なところはありませんでしたが、友だちとの大きなトラブルもなく過ごしていました。

2 家庭の状況

A子の家庭環境には幾つかの課題がありました。義理の父親は働いておりません。母親が働きに出たり家事をしたりしているようでした。学校からの配布物や提出書類などは、期日に間に合うことはほとんど無く、学級担任が家庭訪問をした際に、保護者に記入してもらい、それを回収することが多々ありました。

2学期になるとA子は、家庭環境の課題（義理の父は、家庭のことは何もしない上に、働いていない）を不満・ストレスに感じると話すことが度々ありました。この時期から学校に登校しようとするA子の気持ちが希薄になったようです。母親が来校した際も、家庭内の課題を話題にすることが多く、誰かに自分の話を聞いてほしい様子でした。



A子の登校時には、「今日は朝ご飯を食べていない」「昨日はほとんど寝ていない」などと発言することがあったため、管理職と相談して、別室で飲み物や軽食等を与えたこともありましたが、母親とは、A子が欠席する場合は必ず連絡をくれることになっていましたが、だんだんと連絡なしで欠席することが多くなってきました。

次第に母親自身とも連絡が取れないことが多くなり、母親からA子の携帯番号が学校に伝えられました。母親に連絡がつかない際には直接A子へ連絡してほしいとのことでした。それでもA子は週に1～2回は登校を続けていました。しかし登校しても学校で寝ることや衝動的になることが増えていきました。

3 A子の3学期とその後

3学期は断続的な不登校状況となり、学級担任はA子のペースに寄り添いつつ、学習・生活面でサポートを続けました。また、学級担任は、保護者に週に一度、A子にも週に一度は電話連絡を続けました。電話連絡や家庭訪問をした際には、父親と接触することがありました。父親は比較的落ち着いた印象でしたが、A子が懐いている様子はあまり見られず、親子としての会話もあまりなかったように思います。

このようにして5年生では、全体の3分の2程度は登校しましたが、家庭の状況が改善する様子は見られませんでした。A子は家庭環境の不満やストレスに嫌気がさしている様子でした。

6年生に進級すると学級担任やクラスの友だちが変わり、学級環境もかなり変化しました。新しい学級担任も引き続き家庭訪問や電話連絡などの支援を行い、A子も4月当初は登校していました。しかし1ヶ月程でA子の欠席は多くなり、やがて不登校状態になりました。6年生の2学期に、保護者の転居という理由で、A子は学区外の他校に転校することとなりました。

4 学校のサポート体制

A子の様子は4年生の時の学級担任から5年生の学級担任へと詳しく引き継がれました。欠席が続いて学級担任が家庭訪問したときもA子は、学級担任とよく会話ができました。定期的な家庭訪問では、宿題や学習進捗の確認をして、最近教室で話題になっていることを伝えたり、近所を散歩するなどを行いました。

学級担任は学年主任や4年次の学級担任と相談しながら、A子への対応を検討しました。管理職（校長、教頭）や生活指導主任、養護教諭を交えて不登校対策委員会を開催し、今後の対応策について様々な立場から助言を得ました。

「A子の心身の安全のためにも週に一度、安否確認を兼ねる電話連絡を継続すること」「学校給食を食べるために遅刻しても登校するように声かけすること」「母親へも何らかのサポートを行う必要がある」等の助言がありました。週に一回程度の登校でも、学校給食をしっかりと食べられることや、家庭の不満・ストレスを解放して、A子が安心して学校生活を送ることを目指しました。

A子は発達障害の傾向がありましたが、専門的な知識をもったスクール・カウンセラーや養護教諭の協力を得て、学級担任は個別指導を中心に、A子の負担のない範囲で集団活動にも参加させました。特にA子の集中力を継続させる点に特化したサポートを行いました。また、母親のサポートも必要でした。スクール・カウンセラーや外部相談機関への連絡を勧め、母親が一人で悩みを抱え込まないようにするための支援を行いました。

学年末には6年生学級担任への引き継ぎを行い、家庭の状況や児童自身の性格などについて、児童相談所との情報交換を図っていました。しかし6年生に進級後も、家庭状況が改善することはありませんでした。その後A子は、児童相談所に一時保護されましたが、学校には再登校することのないまま他校に転校することになりました。

指導の振り返り

① A子との関係性

A子が登校した際には、学級の友だちと良好な関係を築けるような雰囲気づくりが大切でした。学級担任は家庭訪問や電話連絡を継続していたため、A子とよい関係を構築できました。しかし、クラスの児童との繋がりにはA子が登校したときのみに限られます。日頃から誰とでも積極的に話をすることができる友人関係づくりが大切でした。A子の保護者とも良好な関係が維持できるように連絡を取り合い、情報交換がスムーズにできるような関係を保つことが、A子自身の成長ためにもなると考えました。

② 組織的な支援体制

A子の自宅への家庭訪問や電話連絡の際には、学年教員全体で対応するようにしました。学年の業務を分担して、A子への対応中、業務に支障がないような配慮がありました。学級担任一人に任せるのではなく、不登校対策委員会での助言など、組織的に不登校問題に対応する体制づくりが必要でした。

不登校の背景にある様々な要因を把握しつつ、教育活動の範囲内での生活面の支援方法を探りました。オンライン授業などの様々な方法もありますが、定期的な家庭訪問など、A子自身が登校しやすい状況づくりに努めました。

③ 外部機関との連携

A子の場合、複数の要因が重なり不登校になったと考えられます。不登校対策委員会は、学校だけで対応できない事案であると判断し、スクールソーシャルワーカーや児童相談所と連携をとりました。学校がどこまでA子に寄り添い、どこまで家庭に介入できるかが不明点でした。

スクールカウンセラーや相談機関とは情報交換できましたが、A子を取り巻く家庭環境の根本的解決には至っていません。保護者がA子に毎朝、食事を用意し登校の準備を行い学校に送り出すという、生活リズムを定着させることは難しかったようです。

課題解決に導く基礎知識

1 不登校の要因

本事例は小学校5年生の女子児童A子の長期間にわたる間欠的な不登校状況から転校に至るまでの経過報告です。A子の不登校の要因としては、家庭に係る状況、特に父親・母親との関わり方に起因していると考えられます。この要因は小学校の不登校として全体の13.2%（第2位、令和3年度文部科学省調査）を占めており、主要な要因の一つです。

A子の感情に寄り添えば、義父の不就労等に不満を抱いている点で、実父との関係に配慮することが大切です。その上で母親を交えてA子の気持ちを丁寧に聴き取り、義父と折り合いをつける機会を設定することなどが必要でした。

一方でA子の母親の就業と家事の両立には限界がありました。小学校の児童が毎日、健やかに学校の教育活動に集中できるためには、①温かい食事が用意されていること、②身体と衣類が清潔に保たれていること、③安心して熟睡できる場があることが大切です。働く母親の子育て支援として、厚生労働省や女性労働協会が主管・助成しているファミリーサポートセンター事業や児童健全育成推進財団が支援する放課後児童クラブなどがあります。母親とA子の状態から、このような支援機関へ積極的につなげることが必要となります。

2 組織的な生徒指導

近年は生徒指導上の課題が複雑・多様化し、学級担任一人では対応できないケースが増加しています。本事例においてもチームガイダンス（チーム支援）などの組織的な生徒指導が重要な支援方法です。一つは校内での教員集団による協働的支援です。もう一つは外部機関の積極的

な活用です。

本事例ではA子を介して4年生と5年生の時代、そして6年生までの各学級担任が支援方法を適切に引き継いでいます。また、学年主任・生活指導主任・養護教諭・管理職（校長、教頭）による支援体制も整備されています。具体的には不登校対策委員会という名称で組織化され、定期的にA子と保護者の詳細な状況と支援方法を共有することができました。結果としてA子は、教室にいる間は友人関係に恵まれ、クラスに適応している様子です。

さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの非常勤職員を含めて、児童相談所など外部機関の職員との協働体制が試みられています。なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」（第2条）が児童虐待と見なされます。また、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）」では、学校の教職員に対して、「幼児児童生徒の日常生活について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること」、さらに「虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること」が定められています。

学校の教職員は、児童福祉法の「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（第2条）という基本精神を常に念頭に置かねばなりません。

3 特別な配慮

学校側ではA子の日頃の様子から、発達障害の傾向を疑っています。具体的には注意力の散漫や衝動性、乱暴な言葉遣いや振る舞いなどが指摘されています。この判断には専門医による丁寧で的確なアセスメント

が必要です。

また、適応上の困難が見られる児童、いわゆるグレーゾーンに含まれる児童という可能性もあります。本事例のように保護者の協力が得られない場合やグレーゾーンの児童の場合は、養護教諭や学校医、そしてスクールカウンセラーによる総合的な判断を待ちます。その上で学校側はA子が抱えている困難さに応じた対応を考える必要があります。特にA子が抱える不満や悩みなどを、A子の立場で聴き取る養護教諭やスクールカウンセラーの存在が不可欠となります。